

地域物流維持安定化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貨物量の減少や燃料費高騰の影響を受ける市内トラック運送事業者に対し事業継続に向けた支援を行うべく、予算の範囲内で補助金の交付を行うことを目的とする。補助金の交付に関しては、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者をいう。ただし、許可の条件として、霊柩に限ることを付された者は除く。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 「事業用貨物自動車」とは、貨物自動車運送事業法の許可を得て行う貨物自動車運送事業に用いられる自動車をいう。
- (4) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 運送事業者であること。
- (2) 中小企業者又は個人事業主であること
- (3) 令和4年10月1日時点で北九州市内に事業所を置いていること、または令和5年1月31日までに北九州市内に事業所を新たに置いたこと
- (4) 暴力団でないこと。また、法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (5) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (6) 自らの事業活動について、暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

(補助の要件)

第4条 補助金の交付にあたっては、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間において、北九州市内の事業所に所属する車両で北九州都市高速道路区間を通行した料金であること。
- (2) ETCシステムを搭載した事業用貨物自動車で行った料金であること。

(補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、交付対象となる北九州都市高速道路の1回の利用につき、福岡北九州高速道路公社の規定する大型車による利用の場合は500円、普通車による利用の場合は250円とする。

2 補助金の交付は、法人又は個人事業主単位で行うこととし、交付する補助金の上限は、1法人又は1個人事業主あたり300,000円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付申請を行う者は、別に定める補助金交付申請書兼実績報告書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、別に定める期限までに行わなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、これを審査したうえ、補助金の交付の可否を決定し、交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に別に定める補助金交付決定通知書兼確定通知書により通知し、速やかに補助金を支払うものとするものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し、補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、北九州市会計関係帳票規則別表の第14号様式により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定されたものが、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する補助金の交付対象者、第4条に規定する補助の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 第11条第2項の規定に基づく指導に補助金の交付申請者が従わないとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が発生したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書又は補助金交付決定一部取消通知書により補助金の交付申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したことにより生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還命令)

第10条 市長は、第9条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、返還命令を行うときは、別に定める補助金返還命令書により補助事業者に通知するものとする。

(報告及び指導)

第11条 市長は、補助金の交付申請者に対し、申請書等の記載に係る事項、その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告の結果、必要があると認めるときは、補助金の交付申請者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。